

## 川口市議会の政務調査費に関する住民監査請求に係る意見陳述

開催日時：2010年6月3日(木) 13:30

開催場所：川口市役所2階第3会議室

陳述の時間：概ね50分程度を予定

### 意見陳述の内容

1、請求人：村松、他2名

2、意見陳述の構成についての説明

-1、今回提出の資料は膨大であり、通常の住民監査請求のように個々の項目について意見陳述及び説明を行うと長時間になるため、今回は違法、不当と判断した根拠である川口市民オンブズマンの政務調査費に関する基本的な判断基準を先ず説明する。

(川口市民オンブズマンの政務調査費に関する基本的な判断基準の説明を実施)

-2、上記に基づき、会派の事例として本日提出の共産党の資料購入費、既に提出済みの自民党、公明党、について説明する。会派に関する説明と陳述はこれで終了し以下を述べる。

-3、川口市議会政務調査費の交付に関する規程第6条第7条 [条例第6条](#)に規定する政務調査費の使途の基準は、[別表](#)の左欄の項目に対応する概ね右欄の内容とする。とありこれに基づき以下を陳述する。

-4、各議員の事例を総括し説明と陳述を行うが説明のため具体的事例についても陳述を行う。**研究研修費 調査旅費** は項目内容が異なるが、参加または実施する必要性についての説明及び報告が不十分な例が多い。調査対象とした個表201件の内、報告書があったものは11件(内容が不十分なものを含み)である。特に先進都市の視察については目的地が2箇所あり、どちらが主目的なのか不明な内容が多い。個表に貼付されている資料も概要説明的なものである例が多い。例えば調査先自治体の面積、人口、事業の概要説明、資料の表紙などの一部をコピーした資料である。

調査目的の自治体、事業などのサイトに詳細な説明がある例が多く下調べが可能である。研究研修、調査の具体的な必要性を確認し実施するのが当然である。個表には研究研修、調査の具体的な必要性または政務調査との関連説明などの記入がない例が大多数であり研究研修、視察などの結果報告書もない。よって研究、研修、調査が市政に対する専門的な知識を得るために有用であったかが不明である。公金の支出であるから支出の必要性と成果の報告が必要である。

-5、**資料作成費** の支出内容でコピー代、フラッシュメモリー購入などに領収書不備、購入理由不明などの不具合がある。また『政務調査費の手引き』に従い按分が必要である。

-6、**資料購入費** の支出内容には多くの問題があった。手紙の書き方、入門書的なもの、地図、小説類などの一般図書の購入が多い。

所属政党機関紙の購入を会派及び会派議員が其々購入している例。

新聞は議員のみではなく一般人としても購入するものは政務調査費支出の対象外である。会派の例、上記を其々説明する。

-7、**広報費** は議会報告紙の作成費と配布費用郵送費用が多いがこれは按分し1/2にするべきである、理由は川口市民オンブズマンの政務調査費に関する基本的な判断基準の通り。

また公民館の体育ホール、コミュニティーホール、会議室1号、日本間。料理実習室を使用し市長選挙の応援的な行為を含む呼掛けをした例がある。

- 8、公聴費 駐車代については全額を認めた。茶菓子代が著しく多い例が数件ある。都内駐車の場合。茶菓子代 184,845 円の例などを説明。
- 9、人件費 勤務実績を示す実績の貼付がないもの、領収証に宛名（支出議員名）がない例について説明。
- 10、事務所費 親族が所有者といわれる家屋に事務所費を支出した例があった。内容が個人情報にかかる部分であり調査に限度があるが不可とした例を説明。

全般をとおり最後に発言する。

今回の監査請求は支出内容が情報公開により市民に公開されたので実施したものである。調査の意図は政治的なものではなく、納税者の立場から公開された内容に無駄な支出が無いかを調査した結果であり、此の調査には市民らが其々の生活の中で時間を作り約 10 ヶ月にわたる作業を行った結果で、このような作業に不慣れな市民にとっては大変な作業であった。

関連の資料を情報公開制度によりコピーで入手するとすれば 40 万円以上の金額が必要ではないか？との概算もあり、同時に関連の市職員がコピー作業を行えば作業量の増大になる事も考慮し、関連資料を先ず筆記転写を行い次に PC のエクセルに入力し、一覧表を作成した後、会議で検討を行い、その結論に基づき更にエクセル資料の書き込みやサイトによる調査結果の整理を行い最終版を作成した。

上記の作業を行うにあたり「偏向のない正しい判断」を行うことが必要である事から『川口市民オンブズマンの政務調査費に関する基本的な判断基準』を作成し勉強会を行い、これに基づきエクセル入力後の判断を会議において繰り返した。

監査委員におかれては今回の監査請求に対し法、条例、社会通念に従った判断を御下し下さるとは思いますが、此の監査請求が市民の無駄な支出を抑制したいという意思と努力によるものを陳述の機会において更に御理解戴き判断をして頂くよう御願い申し上げます。

.....

上記の内容により概ね 50 分間の意見陳述を行った。

最後の 3 行以外の文語体記載部分はメモであり口語体で陳述した。

.....

今回の意見陳述開始にあたり監査事務局長より、地方自治法第 199 条の 2 により当該監査委員の除斥の説明があった。

監査事務局の準備に不備は無く予定通り円滑に終了した。

傍聴人は新聞記者を含み 6 名の参加があり申請人一同は感謝しています。